別表第四号(第39条第1項関係)

第1　法第10条第1項、法第18条第1項又は法第73条第1項本文、同項ただし書、第5項若しくは第6項の規定による検査(法第10条第2項、法第18条第2項又は法第73条第4項の規定によりその一部が省略されたものを除く。)の結果通知書の様式

第　　号

年　月　日

無線局検査結果通知書

(免許人等又は予備免許を受けた者)　　殿

(何)総合通信局長　印

識別信号		検査職員の所属	
免許等の番号			
検査年月日	年　月　日	検査職員の官職氏名	
検査地			
検査の判定	合格又は不合格	不合格の理由	
指示事項			

注　指示事項欄に記載がある場合は、電波法施行規則第39条第3項の規定により、当該指示に対応してとった措置の内容を速やかに報告してください。

長辺　短辺　(日本産業規格A列4番)

注1　「(何)総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務所長とする。

2　包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは「包括免許の番号」と、「免許等の番号」とあるのは「特定無線局の番号(免許規則第24条の2第1項第3号に規定する特定無線局の番号をいう。以下同じ。)」とする。

第2　法第10条第2項、法第18条第2項又は法第73条第4項の規定により検査の一部を省略した場合の検査結果通知書の様式

第　　号

年　　月　　日

無　線　局　検　査　結　果　通　知　書

（免許人又は予備免許を受けた者）　　殿

（何）総合通信局長　　印

長

識　別　信　号		検 査 年 月 日	
免 許 の 番 号		無 線 局 の 種 別	
検 査 の 判 定	合格又は不合格	不　合　格　の　理　由	
指　示　事　項			

辺

注　指示事項欄に記載がある場合は、電波法施行規則第39条第3項の規定により、当該指示に対応してとった措置の内容を速やかに報告してください。

短　　辺　　（日本産業規格A列4番）

注1　「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務所長とする。

2　包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは「包括免許の番号」と、「免許の番号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。